

平成29年度 四国厚生支局管内確定給付企業年金監査時の指摘事項

区分	指摘事項
加入者に関する事項	資格喪失者等に対し、脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項を説明すること。
給付に関する事項	老齢給付金等の裁定請求書には生年月日を称する書類を添付させること。また、遺族給付金の裁定請求書には死亡した給付対象者と請求者の身分関係を明らかにできる書類を添付させること。
財務及び会計に関する事項	出納の担当者の業務及び責任の範囲を明確にしておくこと。
業務概況の周知状況	加入者に対して行う業務概況に関する周知が適切に行われていなかったことから、周知すべき事項について、法令及び規約に基づき適切に周知すること。
資産運用に関する事項	積立金の運用に関して、運用の目的等を記載した「基本方針」を作成し、当該基本方針に沿って運用すること。